

資料5

わかりやすい版^{ばん}

おおさかししょう しゃしえんけいかく
大阪市障がい者支援計画・

だい きしょう ふくしけいかく
第6期障がい福祉計画・

だい きしょう じふくしけいかく
第2期障がい児福祉計画

あん
(案)



だい しょう けいかく 第1章 計画のこと

1 計画をつくる理由

- ◆ 日本では、障がいのある人の権利を守ったり、自分の力で暮らせるようにいろいろな約束や法律をつくってきました。
- ◆ 大阪市では、1984(昭和59)年3月に障がいのある人のための計画をつくり、進めてきました。
- ◆ 2006(平成18)年には、国連で、障がいのある人の権利を守るために「障害者権利条約」という約束が決まりました。
- ◆ 日本でもいろいろな法律をつくり、2014(平成26)年に「障害者権利条約」という約束を世界の国としました。
- ◆ このように世界の国や日本では、障がいのある人のための約束や法律が大きく変わりました。
- ◆ 大阪市では約束や法律が大きく変わっても、障がいのある人が住んでいるところで自分の力で生活できるようにしてきました。
- ◆ 障がいのある人もない人も地域で一緒に暮らすことができる社会にするために、この新しい計画をつくりました。

2 計画の考え方

(1) 計画について

- ◆ この計画は、3つの計画を 1つにまとめています。

① 大阪市障がい者支援計画

- ・ 2018(平成30)年4月から 2024(令和6)年3月までの 6年間にすることを書いています。
- ・ この計画をつくることは、「障害者基本法」という法律で決まります。

② 第6期大阪市障がい福祉計画

- ・ 2021(令和3)年4月から 2024(令和6)年3月までの 3年間にすることを書いています。
- ・ この計画をつくることは、「障害者総合支援法」という法律で決まります。

③ 第2期大阪市障がい児福祉計画

- ・ 2021(令和3)年4月から 2024(令和6)年3月までの 3年間にすることを書いています。
- ・ この計画をつくることは、「児童福祉法」という法律で、決まります。

(2) 計画の考え方

- ◆ 「障害者基本法」という法律に、「障がいのある人も ない人も、基本的人権をもった ひとりの人として 大切にされるものです。それぞれの違いを知って、一緒に暮らす社会を めざします」ということが 書いてあります。
- ◆ 大阪市では、「障害者基本法」という法律に書いてあることを 大事にしながら、次の3つのことをしていきます。
 - ① 障がいのある人も ない人も、基本的人権をもった ひとりの人として 大切にします。
 - ② 障がいのある人が、いろいろな活動ができるよう 手伝えます。
 - ③ 障がいのある人が、住んでいるところで 自分の力で生活できるよう 手伝えます。

(3) 計画の進め方

- ① 障がいのある人の生活を 手伝うために 大阪市を よくしていきます。
- ② こどもから大人まで、障がいのある人の一生を 途切れないので 手伝うようにします。
- ③ 障がいの状況は それぞれ違います。それに合った方法で 手伝うことができるようにします。
- ④ 障がいのある人への 差別をなくして、権利を守ります。
- ⑤ 障がいのある人を手伝う人を増やして、その人たちへの勉強会を たくさんしていきます。
- ⑥ 大阪市を住みやすくするために 障がいのある人の 生活の様子や 必要なことを 調べます。

だい しょう おおさかし 第2章 大阪市が していくこと

1 障がいのある人も ない人も 一緒に生活するために していくこと

(1) 障がいについて 正しく 知ってもらえるようにします

◆ 障がいのある人への 差別や偏見は、今でも いろいろな ところで 見られます。市民の皆さんに、障がいのことを 正しく知ってもらうことが 必要です。



【大阪市がすること（主なもの）】

- ✧ パンフレットやホームページなどで、障がいのある人のことを 正しく伝えます。
- ✧ 学校で こどもたちが 人権や福祉の大切さを 学べるようにします。

(2) 障がいのある人に 情報（知っていること）を伝えます

◆ 話したり、聞いたりすることや 情報（知っていること）を 集めることは、地域で生活するために 大事なことです。

そのため、障がいがあることで 声で話したり、耳で聞いたり することが 難しい人たちへの手伝いが 必要です。



【大阪市がすること（主なもの）】

- ✧ 利用できるサービスなどを、わかりやすく 伝えます。
- ✧ 2016（平成28）年1月に 「大阪市 こころを結ぶ 手話言語条例」を つくりました。
手話は言葉です。大阪市では、手話が 必要な人を 手伝えます。

2 地域で 住むことができるようにしていくこと

(1) 障がいのある人の 権利を守り、相談できるようにします

- ◆ 障がいのある人が、利用したい福祉サービスを 自分で決めるということが大切です。
そのため、サービス利用を手伝うことや 権利を守ることが 必要です。
- ◆ 障がいのある人が 年をとったり、たくさんの中の手伝いが 必要になっています。
そのため、たくさんの相談できるところが 必要です。
- ◆ 「障害者差別解消法」の考え方は 大事なことです。
障がいを理由とした差別を なくすため、関係している人たちが 一緒にになって考えることが 必要です。
- ◆ 障がいのある人への虐待(繰り返し 叩いたり 嫌がらせをすること)を 早く見つけたり、止めさせるために 関係している人たちが 力をあわせることが 必要です。



【大阪市がすること（主なもの）】

- ✧ 地域で 安心して 生活できるようにします。
そのため、自分で決めることが 難しい人を 関係している人たちが 一緒にになって手伝えるようにします。
- ✧ 福祉サービス利用や、生活のお金の管理を、手伝えるようにします。
- ✧ 「各区障がい者基幹相談支援センター」で、いろいろな相談ができるようになります。
- ✧ 「相談支援事業者」を増やして、相談しやすくします。
- ✧ 「市地域自立支援協議会」という 大阪市全体の障がい福祉を考えるグループと力をあわせて、「各区地域自立支援協議会」という 各区の障がい福祉を考えるグループを 良くしていきます。

- ◆ 障がいを理由とする差別を相談する場所で 正しい相談ができるよう
な勉強会を 職員にします。
- ◆ 障がいを理由とする差別を なくすために、大阪市で 条例（大阪市だけの法律）をつくることを 考えます。
- ◆ 障がいのある人への虐待（繰り返し 叩いたり 嫌がらせをすること）
を止めさせたり、早く見つけることができるよう、市民の皆さんへ
虐待（繰り返し 叩いたり 嫌がらせをすること）が いけないことを
伝えます。
- ◆ 障がいのある人への虐待（繰り返し 叩いたり 嫌がらせをすること）が なくなるように 関係している人
たちが 話し合い 力を合わせていきます。



(2) 障がいのある人の 福祉サービスなどを 増やします

- ◆ 「障害者総合支援法」という法律と 「児童福祉法」という法律が変わり、
2018（平成30）年4月から 新しい福祉サービスが はじめました。
- ◆ 安心して サービスを利用できるように、また、わかりやすい
制度になるように、国へ言っていくことが 必要です。
- ◆ 制度が変わっても、きちんと サービスを利用できるように
していく必要があります。



【大阪市がすること（主なもの）】

- ◆ 障がい福祉サービスが より良くなるよう、国へ言っていきます。
- ◆ 障がいのある人が一緒に生活する 「グループホーム」が増えるように
します。
- ◆ 保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの 関係している人たちが
話し合いをして、医療的ケアの必要な 障がいのあるこどもを 手伝い
ます。

(3) 障がいのある人の スポーツや文化活動などを 進めます

- ◆ 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」等があります。
この大会をきっかけに、障がいのある人も ない人も スポーツを 一緒に楽しめるようにすることが 必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◆ 障がいのある人の スポーツを始めるきっかけを つくります。
- ◆ 市民の皆さんに 障がい者スポーツのことを 知らせます。
- ◆ 住んでいるところで スポーツ・文化活動ができるように していきます。



3 施設をはなれた生活に 移れるようにしていくこと

(1) 施設で生活している人が 施設をはなれて生活できるように 手伝います

- ◆ 障がいのある人が 施設をはなれて みんなで一緒に暮らすために、生活を手伝う方法が たくさん必要です。
- ◆ 施設で生活している人が よく知っているところで 暮らしたいと思う気持ちを大切にし、安心して よく知っているところで 暮らすということが 必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◆ 施設で生活している人の思っている暮らしを調べます。
そして、それぞれに合った暮らしができるように一緒に考えます。
- ◆ 施設で生活している人に施設をはなれた暮らしについて知つてもらいます。そのため、いろいろな経験ができるようにします。
(施設の外へ出かける、グループホームに泊まるなど)
- ◆ グループホームなどの住む場所をつくります。
また、施設をはなれて生活することができるサービスをふやします。

(2) 精神科病院に入院している人が退院できるように手伝います

- ◆ 精神科病院での生活が長くなると、退院することが心配になります。
そのため、いろいろな手伝いが必要になります。
- ◆ 地域で暮らし続けられるよう、生活を手伝うサービスがたくさん必要です。
- ◆ いろいろな人たち(保健・医療・福祉に関係している人たち)が一緒になって手伝うことが必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◆ 大阪市外の精神科病院に入院している人が多いため、こころの健康センターが、病院や大阪府と一緒にになって手伝えます。
- ◆ ピアソポーターと一緒に退院ができるように手伝えます。
- ◆ いろいろな人たち(保健・医療・福祉に関係している人たち)が話し合いをして、地域で暮らし続けられるように手伝えます。

4 地域で 学び・働くために していくこと



(1) 障がいのあるこども 一人ひとりに合った 保育・教育を していきます

- ◆ 大阪市では、障がいのあるこどもと 障がいのないこどもが 「共に学び、
共に育ち、共に生きる教育」をしています。
- ◆ みんなが 障がいを正しく知って、障がいのあるこどもが 住んでいるところ
で学びやすくすることが 必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ✧ 障がいのあるこどもと 障がいのないこどもが、住んでいるところで
共に育つ保育・教育を していきます。
- ✧ 障がいのあるこども 一人ひとりに合った 教育となるよう、関係し
ている人たちが 一緒にになって考えます。
- ✧ 学校を卒業した後も 関係している人たちが手伝うようにします。その
ため、一人ひとりに合わせて 将来のことを一緒に考えていきます。
- ✧ 図書館といった みんなで使う建物を、障がいのある人が 利用し
やすくなるようにします。
- ✧ 障がいのあるこどもの 放課後（学校が終わった
後の時間）などの過ごし方が よくなるように考えます。
- ✧ 教職員（先生）が 障がいのある人のことを 正しく知るようにしま
す。そのため、勉強会をたくさんします。



(2) 障がいのある人が働きやすくします

- ◆ 「障害者雇用促進法」という法律が変わって、障がいのある人で会社で働く人の数は増えています。
しかし、仕事をやめる人も多く、長く働き続けるための手伝いが必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ✧ 物を買うときや作業をお願いするときは、できるだけ障がい者福祉施設などにお願いします。
- ✧ 障がいのある人が働き続けられるようにします。
そのため、「障がい者就業・生活支援センター」などの関係している人たちが一緒にになって仕事と生活を手伝えます。
- ✧ ひとりひとりの障がいに合わせて仕事ができるように手伝えます。そのため、「就労移行支援事業者」への勉強会をたくさんします。



5 す 住みよい 環境づくりのために していくこと

(1) しよう 障がいのある人が 使いやすくしていきます

- ◆ 大阪市では 「大阪市 ひとにやさしい まちづくり整備要綱」をつくって、建物を使いやすくしています。
- ◆ きゅうしょいこうつう ちかてつ し 旧市営交通（地下鉄・市バス）は、2018（平成30）年4月に、地下鉄はオオサカメトロに、市バスは大阪シティバスに、それぞれ会社が変わりました。
- ◆ 障がいのある人が、安心して 暮らすことができるよう グループホームなどが増えていくことが 必要です。



【大阪市がすること（主なもの）】

- ◆ 「大阪市 ひとにやさしい まちづくり整備要綱」や「障害者差別解消法」の考え方を 大事にします。
そして、大阪市の建物や たくさん的人が利用する建物を、みんなが使いやすいようにします。
- ◆ きゅうしょいこうつう ちかてつ し 旧市営交通（地下鉄・市バス）の会社が変わった後も、
安全のことや 使いやすくすることを 言っていきます。
- ◆ また、他の電車を動かしている会社にも、エレベーターや 駅が使いやすくなるように 言っていきます。
- ◆ グループホームは、障がいのある人にとって 必要な「住まい」です。
そのため、これからも 増やしていきます。



(2) 障がいのある人の 防災や防犯を していきます

◆ 手伝いが必要な人を 知っておくことや 避難所で手伝うこと、食べ物や薬などを 準備しておくことなど、防災対策を進めることが 必要です。

◆ 障がいのある人が 安全で 安心して暮らせるようにしていくことが 必要です。



◆ 令和2年2月に 新型コロナウイルスによる 感染症(人に移る病気)が発生しましたが、障がいのある人が安全で 安心してサービスを 使えるようにしていくことが 必要です。

【大阪市がすること(主なもの)】

◆ 個人情報(住所や名前など)が外に出ないように 気をつけて 手伝いが必要な人を 調べておきます。
また、逃げることを手伝う計画を つくります。

◆ 逃げた後の 医療・保健・福祉サービスの 準備をします。
また、逃げた後の生活で必要となる 食べ物や薬などを 準備しておきます。



◆ 障がいのある人を 犯罪から守り、安全で安心に 住むことができるようになります。

◆ 新型ウイルスによる 感染症(人に移る病気)が発生しても サービスを使えるように、みんなで一緒に考えます。

6 地域で安心して暮らすために していくこと

(1) 障がいのある人の 保健や 医療などを 受けやすくします

- ◆ 障がいのある人が、住んでいるところで 元気に 暮らすためには、一人ひとりに合った 健康づくりと 安心して病院に行けることが 必要です。
- ◆ また、医療的ケアが必要な 障がいのある人が 住んでいるところで生活をするため、保健・医療・福祉に関係している人たちが 一緒に手伝うことが 必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】



- ◆ 障がいのある人が、住んでいるところで 病院に行く
ことができるよう 手伝えます。
- ◆ 話したり、聞いたりすることの手伝いが必要な人や、重症心身障がい児・者（障がいがとても重い人）が きちんと 病院に行くことができるように 手伝えます。
- ◆ よく知っているところでリハビリテーション（動きやすくなるための練習）が 受けやすくなるよう、関係している人たちが 一緒に手伝えます。
- ◆ 病院などと一緒に、医療的ケアができるショートステイ事業を 増やします。
- ◆ 障がいのある子どもが 早い頃から 療育（生活の練習）を受けることができるよう、関係している人たちが 一緒に手伝えます。

だい しょう もくひょう ふくし みご 第3章 目標と福祉サービスの見込み

1 もくひょう 目標

次の7つの目標を 2024(令和6)年3月までに できるようにしていきます。

① 施設で生活している人が 施設をはなれた生活に移った様子

- ◆ 施設をはなれた生活へ移る人 (2020(令和2)年度から 4年間で) 102人
- ◆ 施設で生活している人 1,306人 → 1,285人

② 精神障がいのある人を 住んでいるところ全体で手伝う やり方づくり

- ◆ 退院してから、1年以内の地域での平均生活日数 316日 以上
- ◆ 1年より長いあいだ 入院している人 1,773人 → 1,680人
- ◆ 入院後3か月で 退院する人の割合 69% 以上
- ◆ 入院後6か月で 退院する人の割合 86% 以上
- ◆ 入院後1年で 退院する人の割合 92% 以上
- ◆ 地域移行支援を利用して 地域生活へ移る人 (3年間で) 60人

③ 福祉施設からの 一般就労 (会社で働くこと)

- ◆ 福祉施設から 会社での仕事に移る人 1,168人
- ◆ 就労移行支援事業から 会社での仕事に移る人 663人
- ◆ 就労継続支援A型事業所から 会社での仕事に移る人 201人
- ◆ 就労継続支援B型事業所から 会社での仕事に移る人 83人

- ◆ 就労移行支援を利用し、会社での仕事に移る人の中で、就労定着支援を利用する人の割合 7割
- ◆ 就労移行支援の中で、就労定着率が8割以上の事業所の割合 7割以上

④ 地域生活支援拠点等（障がいのある人をよく知っているところ）で生活を手伝うやり方をより良くします

- ◆ 区ごとを中心に、事業者が一緒にになって障がいのある人のよく知っているところでの生活を手伝うやり方づくりをより良くしていきます。

⑤ 障がいのある子どもを手伝うやり方づくり

- ◆ 児童発達支援センターや保育所等訪問支援で必要な手伝いができるようにします。
- ◆ 主に重症心身障がい児（障がいがとても重い子ども）を手伝う児童発達支援事業所が、これから先も手伝いができるようにします。
- ◆ 主に重症心身障がい児（障がいがとても重い子ども）を手伝う放課後等デイサービス事業所を、これから先も手伝いができるようにします。
- ◆ 医療的ケア（医師や看護師などの助け）の必要な子どもが手伝ってもらえるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係している人たちが話し合うようにします。
- ◆ 医療的ケアのコーディネーター（医師や看護師などと連絡をする相談員）を育て、事業所にいるようにします。

⑥ 地域で相談できる体制をより良くしていきます

- ◆ 各区にある基幹相談支援センターが中心となって相談支援の体制をより良くしていきます。

⑦ 障がい福祉サービスを より良くするためにすること

- ◆ 事業者がお金を請求する時に 間違えないように教えます。
- ◆ 請求の間違いを見つけるために、大阪府、他の市や町と力を合わせます。
- ◆ 事業者に教えることについて、大阪府や同じ仕事をする他の市の職員とどのようにすれば良くなるか話し合いをします。

2 福祉サービスの見込み

○ 訪問系サービス、短期入所

	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
居宅介護	月に 13,859人、 295,993時間 利用	月に 14,635人、 315,233時間 利用	月に 15,455人、 335,723時間 利用
同行援護	月に 1,420人、 37,809時間 利用	月に 1,444人、 38,452時間 利用	月に 1,469人、 39,106時間 利用
重度訪問介護	月に 1,884人、 257,427時間 利用	月に 1,897人、 257,685時間 利用	月に 1,910人、 257,943時間 利用
行動援護	月に 436人、 9,628時間 利用	月に 506人、 11,304時間 利用	月に 587人、 13,270時間 利用
短期入所	月に 1,454人、 9,994日 利用	月に 1,595人、 10,963日 利用	月に 1,750人、 12,026日 利用

○ 日中活動系サービス

	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
生活介護	月に 7,320人、 123,645日 利用	月に 7,525人、 127,107日 利用	月に 7,736人、 130,666日 利用

	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
じりつくんれん 自立訓練 きのうくんれん (機能訓練)	つき 月に 78人、 1,082日 利用	つき 月に 79人、 1,101日 利用	つき 月に 80人、 1,121日 利用
じりつくんれん 自立訓練 せいかつくんれん (生活訓練)	つき 月に 323人、 5,141日 利用	つき 月に 332人、 5,290日 利用	つき 月に 342人、 5,443日 利用
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	つき 月に 1,526人、 23,636日 利用	つき 月に 1,543人、 23,896日 利用	つき 月に 1,560人、 24,159日 利用
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 がた A型	つき 月に 2,755人、 47,358日 利用	つき 月に 2,791人、 47,974日 利用	つき 月に 2,827人、 48,598日 利用
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 がた B型	つき 月に 5,708人、 88,109日 利用	つき 月に 5,794人、 89,431日 利用	つき 月に 5,881人、 90,772日 利用
しゅうろうていちやくしえん 就労定着支援	つき 月に 510人 利用	つき 月に 577人 利用	つき 月に 653人 利用
りょうようかいざ 療養介護	つき 月に 313人 利用	つき 月に 313人 利用	つき 月に 313人 利用

○ 居住系サービス、自立生活援助

	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
きょうどうせいいかつえんじょ 共同生活援助	つき 月に 3,201人 利用	つき 月に 3,490人 利用	つき 月に 3,805人 利用
しせつにゅうしょしえん 施設入所支援	つき 月に 1,296人 利用	つき 月に 1,291人 利用	つき 月に 1,285人 利用
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	つき 月に 51人 利用	つき 月に 61人 利用	つき 月に 73人 利用
ちいきせいいかつえんきよとん 地域生活支援拠点	かしょ 1箇所	かしょ 1箇所	かしょ 1箇所
ちいきせいいかつえんきよとん 地域生活支援拠点 とうゆうきのう 等が有する機能の じゅうじつむ 充実に向けた けんしょおよ 検証及び検討の じつしかいすう 実施回数	ねん年に 1回 実施	ねん年に 1回 実施	ねん年に 1回 実施

○ していそだんしえん
指定相談支援

	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度
けいかくそだんしえん 計画相談支援	つき 月に 9,346人 利用	つき 月に 10,413人 利用	つき 月に 11,480人 利用
ちいきいこうしえん 地域移行支援	つき 月に 35人 利用	つき 月に 35人 利用	つき 月に 35人 利用
ちいきていちやくしえん 地域定着支援	つき 月に 788人 利用	つき 月に 905人 利用	つき 月に 1,022人 利用

○ しょうじしえん
障がい児支援

	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度
じどうはつたつしえん 児童発達支援	つき 月に 4,203人、 47,933日 利用	つき 月に 4,767人、 55,597日 利用	つき 月に 5,391人、 63,423日 利用
いりょうがた 医療型	つき 月に 34人、 326日 利用	つき 月に 34人、 326日 利用	つき 月に 34人、 326日 利用
じどうはつたつしえん 児童発達支援	つき 月に 8,436人、 106,219日 利用	つき 月に 9,572人、 119,459日 利用	つき 月に 10,528人、 130,930日 利用
ほいくしょとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	つき 月に 594人、 1,000日 利用	つき 月に 836人、 1,403日 利用	つき 月に 1,175人、 1,915日 利用
きよたくほうもんがた 居宅訪問型	つき 月に 22人、 72日 利用	つき 月に 22人、 72日 利用	つき 月に 22人、 72日 利用
じどうはつたつしえん 児童発達支援	つき 月に 2,417人 利用	つき 月に 3,006人 利用	つき 月に 3,740人 利用
じょうじ 障がい児 そだんしえん 相談支援	39人を 配置	89人を 配置	139人を 配置
いりょうてき 医療的ケア児を支援 するコーディネーター	39人を 配置	89人を 配置	139人を 配置

○ はったつしよう 発達障がいのある人等への支援 ひととう しえん

	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
はったつしよう 発達障がい者 しゃ しえんちいききょううぎ かい 支援地域協議会	ねん年に 2回 かい かいさい 開催	ねん年に 2回 かい かいさい 開催	ねん年に 2回 かい かいさい 開催
はったつしよう 発達障がい者 しゃ しえん 支援センター	ねん年に 2,445件 けん そうだん 相談を う 受ける	ねん年に 2,445件 けん そうだん 相談を う 受ける	ねん年に 2,445件 けん そうだん 相談を う 受ける
はったつしよう 発達障がい者 しゃ しえん 支援センターと ちいき 地域サポートコーチ	ねん年に 助言を 530件 けん 研修を 248件 けん 啓発を 3件 する けいはつ しえん 支援プログラム等の じゅこうしゃすう 受講者数 843件 けん	ねん年に 助言を 530件 けん 研修を 248件 けん 啓発を 3件 する けいはつ しえん 支援プログラム等の じゅこうしゃすう 受講者数 843件 けん	ねん年に 助言を 530件 けん 研修を 248件 けん 啓発を 3件 する けいはつ しえん 支援プログラム等の じゅこうしゃすう 受講者数 843件 けん

○ せいしんしよう たいおう ちいきほうかつ こうちく 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
ほけん 保健、医療、福祉 いりょう ふくし かんけいしゃ きょうぎ ばん 関係者の協議の場	ねん年に 2回 かい かいさい 開催	ねん年に 2回 かい かいさい 開催	ねん年に 2回 かい かいさい 開催
きょうぎ 協議の場への関係 ば かんけい する人の参加者数 さんかしやすう	ねん年に 10名 めい さんか 参加	ねん年に 10名 めい さんか 参加	ねん年に 10名 めい さんか 参加
きょうぎ 協議の場での目標 ば もくひょう せってい ひょうか 設定と評価	ねん年に 1回 かい じっし 実施 もくひょうせってい ひょうか 目標設定と評価を	ねん年に 1回 かい じっし 実施 もくひょうせってい ひょうか 目標設定と評価を	ねん年に 1回 かい じっし 実施 もくひょうせってい ひょうか 目標設定と評価を
せいしんしよう 精神障がいのある りょうしゃすう 人の利用者数 りょうしゃすう	ちいきいこうしえん にん 地域移行支援27人 ちいきていちゃくしえん にん 地域定着支援346人 きょうどうせいいかつえんじょ にん 共同生活援助650人 じりつせいいかつえんじょ にん 自立生活援助13人	ちいきいこうしえん にん 地域移行支援27人 ちいきていちゃくしえん にん 地域定着支援409人 きょうどうせいいかつえんじょ にん 共同生活援助708人 じりつせいいかつえんじょ にん 自立生活援助15人	ちいきいこうしえん にん 地域移行支援27人 ちいきていちゃくしえん にん 地域定着支援472人 きょうどうせいいかつえんじょ にん 共同生活援助773人 じりつせいいかつえんじょ にん 自立生活援助18人

○ そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうか とりくみ
相談支援体制の充実・強化のための取組

	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
総合的・専門的な 相談支援	年に 40,514回	年に 44,521回	年に 48,528回
地域の相談支援 体制の強化	年に 指導助言を 894件 人材育成の支援を 307件 連携強化を 1,380回	年に 指導助言を 897件 人材育成の支援を 326件 連携強化を 1,401回	年に 指導助言を 900件 人材育成の支援を 345件 連携強化を 1,422回

○ しょう ふくし とりくみ
障がい福祉サービスをよくするための取組

	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
障がい福祉サービス等にかかる研修	年に 43人 参加	年に 43人 参加	年に 43人 参加
障がい者自立支援 審査支払等システムによる審査結果 の共有	事業所への集団 指導で 年に 1回 注意喚起する	事業所への集団 指導で 年に 1回 注意喚起する	事業所への集団 指導で 年に 1回 注意喚起する
事業者に教えたこと との共有	市役所などで働く ひとのための勉強会 へ 年に1回 参加 する	市役所などで働く ひとのための勉強会 へ 年に1回 参加 する	市役所などで働く ひとのための勉強会 へ 年に1回 参加 する

